

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（担保指定証券に係る国債証券の取扱い）</p> <p>第15条（略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>2</u>（略）</p> <p><u>3</u>（略）</p>	<p>（担保指定証券に係る国債証券の取扱い）</p> <p>第15条（略）</p> <p><u>2</u> <u>前項の場合において、DVP参加者から課税口座への振替により預託を受けた利付国債について、当該DVP参加者に返還される前に当該利付国債の利子支払期日が到来した場合には、当社は、担保指定証券残高の返還は、当社の非課税口座からの振替により行うものとする。</u></p> <p><u>3</u>（略）</p> <p><u>4</u>（略）</p>

2 附 則

この改正規定は、平成28年6月21日から施行する。